

# 羅 針 盤

2024年3月、4月号



皆様のご協力で確定申告も無事終わられました。  
ありがとうございました。

さて、日経平均株価がバブル期を上回る過去最高の4万円を超えました。賃金のベースアップも大企業は軒並み前年を超えているようです。もはや日本はデフレではない。ついに日銀がマイナス金利から利息のある世界に政策転換する日が近づいてきました。

先進国と言われる国の中で、多くの指標が日本は下位に低迷しています。再び増加したアジアや欧米からの多くの訪日客も日本の物価の安さに驚き、一部の特定地域ではインバウンド対策として二重価格制の導入を求める声も出ています。30年

程前は、日本人が発展途上国に行くと二重価格になっていました。いまや日本は発展途上国並なのではないでしょうか。全ては円安のせいとばかりは言えず、デフレ経済に慣らされた日本国民も覚醒する時が来ていると思います。

チャレンジ精神を置き去りにしたデフレの「平成」から、新たな価値創造に積極的に挑戦する「令和」へ転換できるかの分岐点に差し掛かっています。令和には前人未達の結果を出し続ける「大谷翔平」もいれば、「藤井聡太」もいるのです。偉大な一人が出現すれば必ず後に続く者が現れる。社会変革の方程式を信じたいものです。



# 知っておきたい税知識 テーマ 「定額減税の概要」



昨今の物価高への一時的な経済対策として、定額減税制度が実施されます。納税者本人とその扶養家族を対象に、年間計4万円を減税する内容です。

**対象者**  
 所得税：R6年の所得金額が1,805万円以下の国内居住者  
 住民税：R5年の所得金額が〃

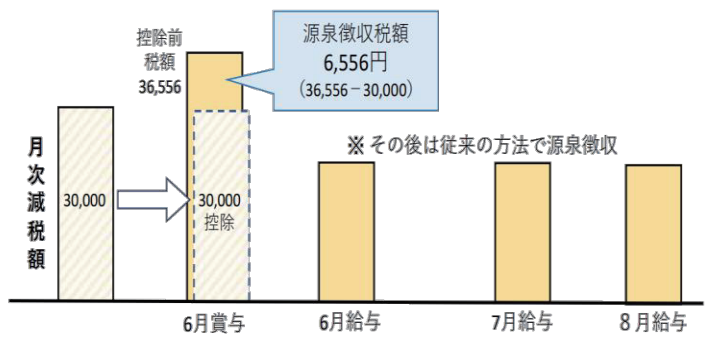
**減額対象**  
 原則：納税者本人＋扶養家族※  
 (※ 16歳未満の扶養親族も対象)

**減税額**  
 一人あたり  
 所得税3万円＋住民税1万円

この制度は、所得税と住民税とで基準日が異なり、所得の種類によっても減税方法が異なる複雑な内容となっているため、今回は、図解で概要だけ理解して頂ければと思います。実務的な詳細については、随時、当事務所にご相談くださいませ。

## ○ 給与所得に関わる定額減税の方法

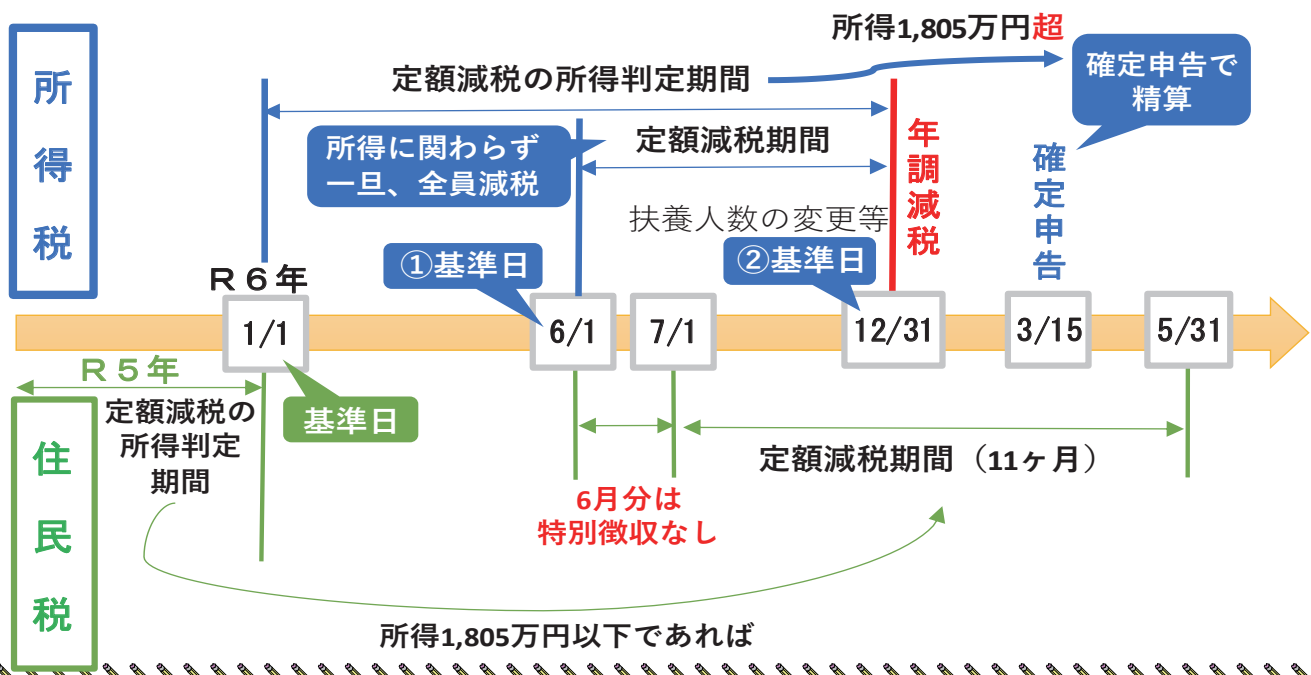
扶養控除等申告書を提出している給与所得者については、その給与支払者が①月次減税 ②年調減税の二つの方法で、順次控除を行います。税額が少額で減税しきれない場合は、差額について1万円単位(未満切上)で給付されます。



## 所得別による定額減税のスタート時期

納税者	時期	
	給与所得者	所得税
	住民税	R6.7月～R7.5月 特別徴収時
事業所得者	所得税	R6年第1期～予定納税時
	住民税	R6年第1期～普通徴収納税時
年金所得者	所得税	R6.6.1～公的年金受取時
	住民税	R6.10.1～公的年金受取時

## 減税スケジュール ～給与所得者の場合～



# 資産の運用・活用

## ～ 広域交付制度～

### 戸籍証明書等の請求が便利になります

**令和6年3月1日から** 本籍地以外の市町村の窓口で、戸籍証明書（戸籍謄本）・除籍証明書（除籍謄本・改正原戸籍）を請求できるようになりました。（広域交付）

広域交付制度によって本籍地が遠くにある方でも、お住いや勤務地の最寄りの市町村窓口で請求ができます。取得したい戸籍の本籍地が全国各所にあっても、1か所の市町村窓口でまとめて請求ができます。

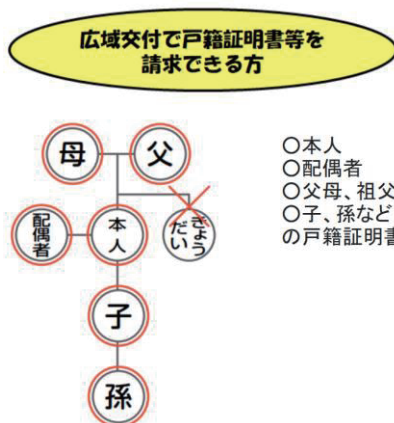


### 戸籍証明書等が必要なときは・・・？

- 相続税手続き
- 贈与税申告書に添付して提出する
- 家系図を作成する
- 保険金の請求をするとき
- 公正証書遺言を書くとき
- パスポートの申請をするとき



### 広域交付で戸籍証明等を請求できる方



### 交付手数料

- 戸籍証明書（戸籍謄本）・・・1通450円
- 除籍証明書（除籍謄本・改正原戸籍）  
・・・1通750円



### ご利用にあたっての注意事項

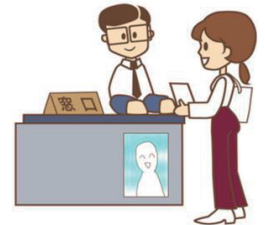
○コンピュータ化されていない一部の戸籍や除籍は広域交付の対象外となります。

戸籍抄本、除籍個人証明書、改正原戸籍抄本及び戸籍の附票等も対象外です。

○戸籍証明等を請求できる方（左下図参照）が市町村の窓口で手続きをする

必要があります。

郵送や代理人による請求はできません。



○窓口では本人確認のため、**顔写真付きの身分証明書の提示が必要**です。

- ・運転免許証
- ・マイナンバーカード
- ・パスポートなど



○直近で戸籍の届出を提出されている場合、届出の事項が反映されるまでの間は、証明書を発行することができません。



## ● 今月・来月の税務



### 3 月

- \* 15日 提出期限 ～以下の確定申告～
  - ・個人事業者の所得税
  - ・個人事業者の個人事業税及び市県民税
  - ・贈与税
- \* 4/1 提出期限 (3/31 が日曜日のため)
  - ・個人事業者の消費税の確定申告

### 4 月

- \* 30日 納付期限  
固定資産税(都市計画税)の第1期分、全期前納

所得税・消費税の振替納税を利用されている方は、下記の期日に納税額が引き落とされます。

**預貯金残高不足など**の理由で口座からの引き落としができない場合には、**延滞税**がかかる場合があります。予め残高の確認をお願いします。

- \* 4月23日 所得税の納付(振替日)
- \* 4月30日 消費税の納付(振替日)

## ● お知らせ

### 協会けんぽの保険料率改定の時期です

令和6年3月分(4月納付分)より、協会けんぽの健康保険料率および介護保険料率が変更となります。

#### 健康保険料率

#### 介護保険料率

令和6年2月分  
(3月納付分)まで

令和6年2月分  
(3月納付分)まで

給与・賞与の

給与・賞与の

10.01%

1.82%

令和6年3月分  
(4月納付分)から

令和6年3月分  
(4月納付分)から

給与・賞与の

給与・賞与の

10.02%

1.60%

※上記の数値は愛知支部の場合です。

給与システムの設定をお願いします。



## あとかき

本年も、当事務所の一番の繁忙期である確定申告を無事に終えることができました。これも皆様の多大なるご協力のお陰です。誠にありがとうございました。

現在、申告関係書類の整理を全速力で進めております。皆様には順次ご報告させていただきますので、今しばらくお待ちください。

暖かい日、雨の降る肌寒い日、強風に飛ばされそうになる日もある今



日この頃、皆様いかがお過ごしでしょうか。寒暖差に疲れてしまいそうですがご自愛ください。

4月から息子が「発明クラブ」に通うことになりました。発明クラブは月1回、糸ノコ盤やハンダなどを使って工作をする教室です。「道具の使い方を学んで自分の力で形にする」ととてもいい経験になりそうです。クラブの経験を通して「何かを創造すること」が好きななれたら、家で使える物を一緒に作ってみよう!と楽しみが増えました♪



### 発行

刈谷市高須町良44番地1 カーサヨサミ1F

TEL (0566) 25-0936

FAX (0566) 25-0937

<http://aomi-zeirishi-ishikawa.com>

税理士法人 あおみ総合